

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人古木会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

3 報酬の支払い時期は原則として当該開催日の翌月の25日に口座振込みとする。但し、金融機関が休業日の場合はその前日とする。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）の日にかかわらず、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び賞与を支払うことができる。

2 常務理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

4 評議員が評議員会（出席）以外の日において、業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

5 監事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、報酬を支払わないものとする。

6 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

7 原則として報酬の支払い時期は当該月の翌月の25日、賞与は当該年の6月に口座振込みとする。但し、金融機関が休業日の場合はその前日とする。

(出張報酬・旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員の職務証跡)

第7条 役員は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する

平成30年11月8日 一部改正

令和5年6月21日 一部改正

役員等報酬

別表 1

(日額)

名 称	報 酬	備 考
理事会出席報酬	30,000円	
評議員会出席報酬	30,000円	

別表 2

名 称	報 酬	備考
理事長業務報酬	月額25万円 賞与200万円 年間500万円	
常務理事・理事及び評議員業務報酬(日額)	30,000円	
監事業務報酬(日額)	30,000円	

別表 3 (日額)

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	20,000円	15,000円	実 費